

戦国・秦代の県

——県廷と「官」の関係をめぐる一考察——

土 口 史 記

【要約】 戦国末期から秦代にかけての県については、かねてから睡虎地秦簡が法制に関する情報を提供していたが、近年の里耶秦簡の出土によって行政運用の実態面をも捉えることが可能になった。とりわけ、県令・丞・令史が構成する県廷と、その下で実務を担当する諸部局である「官」の区別が確認されるようになったことは重要である。従来の所説は、この県廷と「官」とを自律した別個の組織と捉え、それらの間の「距離」を専ら強調してきた。しかし県廷・「官」の間に「距離」があったとしても、それらは行政機関としてひとつの複合体を成していたはずであり、これを成立せしめた条件こそが問われねばならない。本稿では、県行政の一体性を支えたのは県廷の「官」に対する絶対優位構造であったことを、①人事権、②連帯責任、③文書行政回路という三つの側面から論証する。出土秦簡によって県廷と「官」の関係はより克明になり、複数の官衙が立ち並ぶ県の政治的景観が浮かび上がってきたが、県行政はあくまで県廷の絶対優位構造を基調としていたのであった。

史林 九五巻一号 二〇二二年一月

はじめに

中国古代都市に関して、瀨獻譜譜笈多くの人がまず想起するのは宮崎市定氏の都市国家論であろう。本稿もやはりそこから説き起こすこととしたい。氏は殷末から春秋期にかけてを都市国家の時代、戦国期を領土国家の時代、秦漢期を大帝

「正面から取り組む機会」と位置づけられたのが、『史林』第三三卷第二号（一九五〇年）「古代都市国家問題専号」所載、「中国上代は封建制か都市国家か」（宮崎市定一九九一所収）であった。ここでは専ら「都市国家」の時代すなわち春秋期が扱われた。続いて都市国家論の「第二段階」（同書「自跋」）として、「中国における聚落形体の変遷について」（初出一九五七年、同書所収）においては、上古無数に存在した都市国家が、漢代にはその等級に応じて県・郷・聚・亭へと再編成されたことが論じられた。それによると県・郷・聚・亭はいずれも城郭都市であり、その内部は里として区画され、農民すらそこに集住し、城外に居住する者は極めて稀、そのため中国古代の都市は「農業都市」としての性格を強く帯びていたとされる。

宮崎「都市国家論」は政治的・軍事的な農業都市として中国古代の都市を捉えた。しかし佐原康夫二〇〇二が指摘するように、これでは農民集落までもがすべて「都市」と括られてしまい、集落一般と何ら区別できないことになってしまう。そこで中国古代都市をいかに定義すべきか、佐原康夫二〇〇二（三〇九頁）はその指標として集落の軍事・行政的地位を挙げ、「地域の軍事・行政の中心となる官僚組織が置かれ、かつ行政的に管理された市場の機構を持った城郭集落を、都市と見なすことができる。具体的には、県以上の役所の置かれるところは、ほとんど例外なく都市であったことになる」と述べる。

確かに、貨幣鑄造や兵器製造・管理が県の名義で行われたことは、各種の出土文字資料から明らかであり、特に戦国中期以降にはそれを監督する官僚機構が一定の制度的均質性を伴って配置されるようになった。このことは、行政的・政治的都市としての戦国県には一定数の非農業従事者が恒常的に存在していたことを端的に示す。

人口統計や経済規模に関する均質かつ信頼しうる資料を欠く中国古代史の状況からすれば、行政上の等級を「都市」の指標として用いることは当面最善の策と言うべきであろう（岳慶平・張継海二〇〇五）。ただしこれまた宮崎氏が指摘したように、戦国期においてもなお多数を占めたのは微力な「農業都市」であった（宮崎市定一九九一、一七八頁）。氏は郡や県

などの政治的行政的等級が戸口数と対応するのは後漢以降のことと推測している。^①このため、行政的な等級には必ずしも都市の戸口数や経済規模が適切に反映されているとは限らず、その点は個々の事例に則して検証していく他ないだろう。本稿も県治以上を都市とする定義に従うが、それは政治的行政的観点に偏重した線引きとなる危険性を常に孕むことに留意しておかねばならない。^③

さて、漢王朝成立よりほどなく、高祖劉邦は父太上皇の郷愁を慰めんとして、故郷豊県を再現した都市「新豊」を関中に建設する。その経緯はいくつかの文献に見えるが、ここではさしあたり『漢書』高帝紀・応劭注、

太上皇 思土して豊に歸らんと欲し、高祖乃ち更めて城・寺・市・里を築くこと豊縣の如くし、号して新豊と曰う。豊の民を徙して以て之を充實す。

を挙げておこう。これによると新たに建設された新豊県には、「城（城壁）」「寺（官衙）」「市（市場）」「里（居住区）」という要素が備えられていた。^④これは当時の県（県城）が具備した基本要素であり、^⑤戦国・秦代に遡ってもさしたる変化を認める必要はないだろう。

本稿が焦点とするのはそのうちの「寺」である。行政的等級によって「都市」の線引きをするならば、県以上・以下の明白な違いとは、「寺」すなわち官衙の規模ということになる。「都市国家論」は、県・郷・亭に等級の別は認めつつも、いずれも都市国家の遺制としての城郭都市であると規定していた。しかし、行政機構の規模及び機能に着目したとき、それらの間の差異は到底捨象できない。次章以下に見るように、県治には県令・丞・令史などで構成する「県廷」と、その下で実務を担当する「官」が組み合わさり、いわば官衙の複合体を形成していた。一方、下位の行政単位たる郷にも郷嗇夫はじめ官吏は設置されるが、県の「官」に相当する実務担当部署は設置されず、あくまで「官」の支所が設けられたに留まっていたのである。

こうした県の姿は近年の出土文字資料によってより精緻に捉えることが可能となっている。そこで本稿は、戦国末期か

ら統一秦にわたる出土秦簡を利用しつつ、県廷・「官」からなる官衙複合体としての県の様相及びそれらの関係を把握することを目的とする。

① 成一農二一〇も漢代において行政的な等級が必ずしも都市の規模と相関しないことを指摘する。

② 池田雄二一〇〇二(二四一―二四三頁)もまた漢代県城に関して、商業的な視点や農村の戸口数との対比から「都市」と称することを肯定する。

③ 都市の定義に関しては考古学からの理論的研究が活発であるが、主たる時代対称が本稿と重ならないため、逐一取り上げはしない。なお岡村秀典二〇〇四は金文資料から西周王都の性格を、①戮力所に王宮や役所が分散、②王権に奉仕するための「百工」と呼ばれる手工業者、③貢納物を納める倉庫群、④王権に奉仕する族集団が集住、⑤王権を再生産する祭儀と再分配、⑥軍隊の駐屯地、と整理している。戦国期

第一章 秦簡よりみた県官衙の様相——出土資料とその「現場」——

秦代における県に関する基本資料は、『漢書』百官公卿表上に「秦官」「秦制」として記される次の条である。

縣令・長は皆な秦官なり。其の縣を掌治す。……皆な丞・尉有り。秩四百石より二百石に至るまで、是れ長吏と爲す。百石以下、斗食・佐史の秩有り、是れ少吏と爲す。大率十里一亭、亭に長有り。十亭一郷、郷に三老・有秩・嗇夫・游徼有り。三老は教化を掌り、嗇夫は訟を聴き、賦税を收むるを職する。游徼は徼循し賊盜を禁す。……皆な秦制なり。

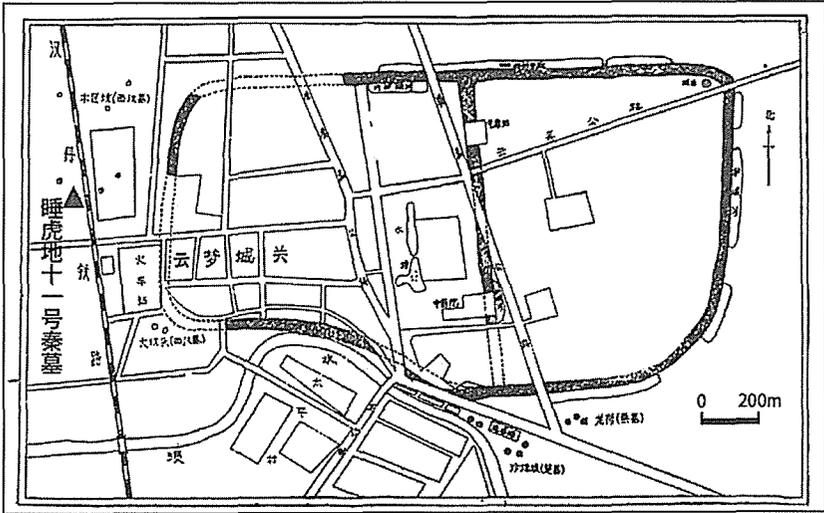
だがこれはあくまで粗々のスケッチでしかない。現在では出土秦簡によって詳細な情報が得られるようになっており、とりわけ百官表の記述に登場しない県属吏の姿が見えてきたことは特筆に値する。

それを出土秦簡によって考察する前に、秦簡に記された法律は、また行政実務は、現実にいかなる「場」で運用された

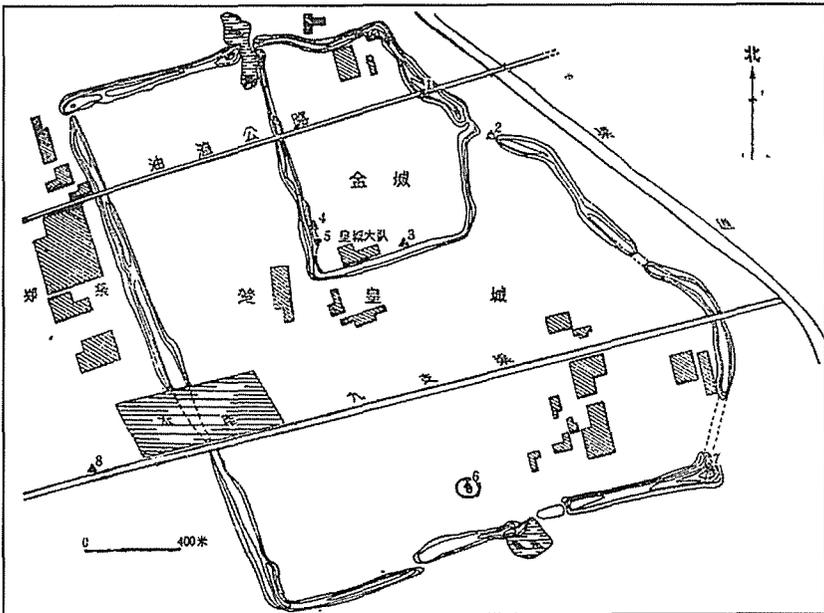
について言えば、県レヴェルにおいても、⑤がやや不明な悩みはあるが、概ね上記の要素を備えていたと言つてよい。

④ 「城・寺・街・里」に作る場合もある(『漢書』地理志・京兆尹の師古注)。なお「新豊」の呼称について、『史記』高祖本紀が漢十年の太上皇崩御に続けて「更命鄠邑曰新豊」と述べ、それに対する『史記正義』「按、前于鄠邑築城寺、徙其民實之、未改其名、太上皇崩後、命曰新豊」に明らかかなように、鄠邑に豊県に擬した都市が建設された後、太上皇の死去に伴つてそが「新豊」と改称されたのであった。

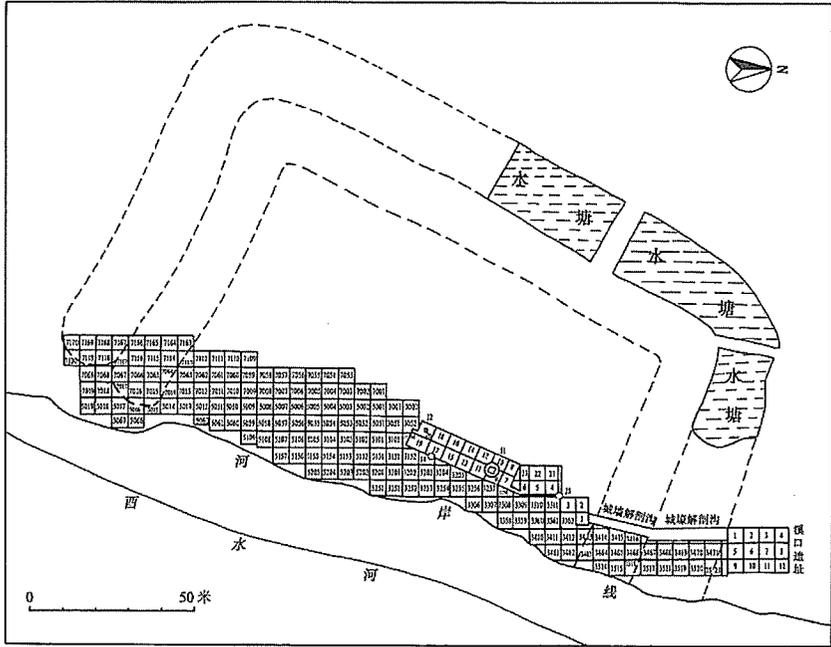
⑤ 鄠水杰二〇〇八第一章第二節「官寺的建築格局」は両漢代の県城官衙について整理している。



図一 睡虎地秦墓と雲夢楚王城（孝感地区博物館1991）



図二 宜城楚皇城（楚皇城考古發掘隊1980）



図三 里耶古城 (湖南省文物考古研究所編2007)

のか。それを確認しておこう。

まずは睡虎地秦簡である。一九七五年、湖北省雲夢県睡虎地十一号秦墓より出土したそれは、近三十年余りの戦国・秦史研究の中心資料であった。同秦墓の下葬年代は、「編年記」の最終年次である始皇三十年(前二二七)をさほど離れない^①。だが簡には恵文君十三年(前三二五)の称王以前と見られる古い語彙も記載される。「編年記」によれば、墓主である喜は、秦の安陸県令史などを経て最終的には鄢郢の令史として治獄に携わった。よって彼の副葬品たる睡虎地秦簡、なかんづく秦律は、戦国・秦代における県の令史が参照した法律の一部である。

喜は少なくとも安陸、鄢の両県で勤務した。秦代安陸県に当たる楚王城遺址は、湖北省雲夢県城関に位置し、戦国・秦漢期とされる城牆の規模は東西二〇五〇m、南北約一二〇〇mである(図一)^②。また鄢郢は現在の湖北省宜城県東南に位置し、東西南北城牆それぞれ二〇〇〇m、一八四〇m、一五〇〇m、一〇八〇mである(図二)。「編年記」には、喜の没年より二年を

遡る始皇帝二八年の欄に「今（始皇帝）過安陸」とあるため、晩年の喜は郡令史を引退してふたたび安陸に戻り、隠居生活のさなかに始皇帝の巡幸に接したのであろう。

睡虎地秦律はあくまで県の官吏がその職務上必要な限りにおいて抜粋したものであった（江村治樹二〇〇〇、六九三頁）。それは秦代法制の一級資料であることに違いないが、あくまで靜態的な法制文書であり、文書行政の運用面に関する情報を欠く。これに対して二〇〇三年にその一部が公表された里耶秦簡の価値は、第一にそれが戦国末期から秦代にかけての遷陵県（洞庭郡所屬）において実際に扱われた行政文書——嚴密にはその控えを含む——であったという点にある。秦王政二五年から二世皇帝二年（前三二三―前二〇八）という里耶秦簡の時代幅（公表の簡に限る）は、睡虎地秦簡とも一部重要なものであり、ここに秦代の法制史料と行政文書という相互に補い合う二種類の資料が獲得されたことになる。

その「現場」里耶古城は、湖南省龍山県里耶鎮に位置し、もと楚に属したが、秦代は洞庭郡下の遷陵県治となる。県治とはいえ、城牆（戦国中期～前漢）の規模は南北二一〇・四m、東西一〇三～一〇七m（いずれも護城河の外辺より）と、当時としては最小クラスである（図三三）。ただし一般居住区は城牆内に限られたわけではないだろう。城牆内には製陶工房や兵舎と推定される遺構が残ることから、あるいは官府のみを集中させた内城としての性格を有したのかもしれない^③。

① 睡虎地秦墓竹簡整理小組一九九〇（三頁）はこの年を喜の没年とする。

② 湖北省文物考古研究所等一九九四、孝感地区博物館一九九一参照。

なお楚王城遺址を郡県治とみる定説に対し、馬彪二〇一一a・同bはそれは郡県治ではなく禁苑であり、また雲夢沢官署の性格も兼ねた主張する。龍崗秦簡の記載等から禁苑が当時の安陸県域内に存在したことは確かであろうが、楚王城遺址自体を「郡県治ではない」とする

には一層の論証を要する。本稿は定説に従う。

③ 二重の城牆を持ち、内城が里耶古城と同等規模のものに河南省商水県扶蘇城遺址（戦国～秦漢代）がある。外城東西八〇〇m、南北五〇〇mと内城二五〇m四方（宮署）とされる。陽城県（漢代汝南郡）に比定されている（商水県文物管理委員会一九八三）。黄盛璋一九八八も内城には官府のみがあったと推定する。

一 「官」について

次に秦簡に即して県官衙に関わる記述を見ていきたい。なお睡虎地・里耶秦簡の簡番号はそれぞれ睡虎地秦墓竹簡整理小組一九九〇（以下「整理小組」）、湖南省文物考古研究所編二〇〇七に従う。翻訳・解釈は睡虎地秦簡では Husewei1985（以下 RCL）、里耶秦簡では里耶秦簡講読会二〇〇四、その他先行論文の意見を参照したが、行論中特に重要な語彙以外は一々注記しない。

さて仲山茂二〇〇一が既に注意しているように、睡虎地秦簡においてはしばしば廷（県廷）が「官府」とは区別されており、それは一般名詞としてではなく、狭義に用いられている。^①

縣毋敢擅壞更公舍・官府及廷。其有欲壞更殿（也）、必灑之。欲以城旦舂益爲公舍・官府及補繕之、爲之、勿灑。（秦律十八種 121—122）

県では公舍・官府および廷をほいままに壊したり作り替えたりしてはならない。もしそうしたい場合には、必ず上級機関に申請すること。城旦舂を動員して公舍・官府を増築したり補修しようとする場合には、これを行ってもよい、申請は不要。

県の「公舍」「官府」「廷」に工事を施す際の規定であるが、「官府」と「廷」とは、建築物として区別されていたことがわかる。^②さらに、官制面でも廷と官府とは区別されていたことが次の簡によって知られる。

毋敢以火入藏（藏）府・書府中。吏已収藏（藏）、官番夫及吏夜更行官。毋火、乃閉門戶。令令史循其廷府。（秦律十八種 105）

火をもって蔵府・書府のなかに入ってはならない。吏が収蔵を終えたら、官番夫および吏は夜に交替で官を巡視すること。火の氣がなければ、門戸を閉じること。令史には廷の府を巡視させる。

官畜夫・吏は「官」を、令史は「廷」の府を巡回するというように、官員とその巡視対象との対応が明確である。「官畜夫」が夜間巡視することになっていた「官」とは、官畜夫が担当する部局の官衙を指し、一方、令史が巡視するのは「廷」である。このように県には大きく分けて官畜夫の所属する「官」と令史の所属する「（県）廷」という二種の勤務場所があった。

「官」と「廷」については、睡虎地秦簡に基づいてその姿がある程度明らかになっている。先行研究を参照しつつ、それぞれについて概観しておこう。まず「官」は県行政の実務を担当する、諸部局のことを指す。倉・司空・田などがそれに当たり、その長は「官畜夫（畜夫）」と呼ばれる。官畜夫については、従来も秦律中の「畜夫」に関する研究において取り上げられ、官畜夫が県の各部局すなわち「官」の長官であることは既に確認されている（裘錫圭一九九二、四三四頁）。以下、こうした県の実務担当部局を「官」と表記する。

官畜夫について、文献史料からわかりやすい例を挙げれば、王隆撰『漢官解詁』（孫星衍輯本）に、
少官畜夫、各おの其の職を擅にす。

（胡広注）倉・庫・少内畜夫の屬、各おの自ら其の條理の職主する所を擅にするを謂う。

とある。これは漢制であり、「少官畜夫」は百石以下の下級役人とされるが（裘錫圭一九九二、四四四頁）^④、それぞれの部署内で「職を擅にす」るトップの地位にあった。その官畜夫には属官として佐・史が置かれた。

入禾、萬石一積而比黎之爲戸、及籍之曰、某廩禾若干石、倉畜夫某・佐某・史某・粟人某。（效律 27～31）

穀物を納入するときは、一万石を一積として配列して戸「という単位」とし、「某廩の穀物若干石、倉畜夫某・佐某・史某・粟人某」と「帳簿に」登記すること。

には、倉という「官」の構成員が示されている。このうち廩人は穀物支給担当者であるため倉に特有とすれば、「官」の基本的な構成員として畜夫・佐・史が抽出できる。また、

都官有秩吏及離官畜夫、養各一人、其佐・史與共養。…(中略)…小官毋畜夫者、以此予僕・車牛。(秦律十八種 72~74)

都官の有秩吏、および離官畜夫には、炊事担当者各一人とし、その佐・史は「長官と」炊事担当者を共有する。…(中略)…小官で畜夫がいけないものは、この基準に依りて僕・車牛を与える。

には、都官や離官畜夫には養(炊事担当者)や僕、車牛などが所属したことが記されている。後半の「小官毋畜夫者」に明らかかなように、小規模の官には畜夫が置かれなくてもあり、その場合には仲山茂二〇〇一の言う通り佐・史のみが置かれたのである。さらに「離官畜夫」とは、都(県治)からは「離」れた地域、すなわち郷に駐在する「離官」の畜夫のことをいう。^⑤「都倉・庫・田・亭畜夫坐其離官屬於郷者、如令・丞。」(效律 25~26)が端的に示すように、「都倉・田・亭畜夫」に対して「離官」が存在していた。

これと似た表現に「離邑」があり、これは郷のことを指す。つまり「離邑」に駐在する「官」が先の「離官」である。

是縣人之、縣畜夫若丞及倉・郷相雜以封印之、而遺倉畜夫及離邑倉佐主粟者各一戸、以氣(籩)人。(效律 28~29)

県が「登記し終えた穀物を」納入し、県畜夫もしくは丞と倉、郷とが共同してこれを封印し、倉畜夫および離邑の倉佐で食料支給を担当する者に各一戸を与え、そこから人々に支給する。

ここには「離邑倉佐」という「離官」が登場している。この条文においては、県治から離れた郷には官畜夫ではなく「佐」のみが駐在し、穀物支給を担当することが想定されている。

以上は夙に睡虎地秦簡に基づく研究が明らかにしてきたことだが、里耶秦簡には「官」の吏員数を列挙したらしき内容の木牘がある。

□倉八人 司空三人

□少内七人 (⑧8A)

これで「官」所属の吏員数すべてだという保証はないが、人数からみて県治・郷を含めた遷陵県全体に所属する「官」の

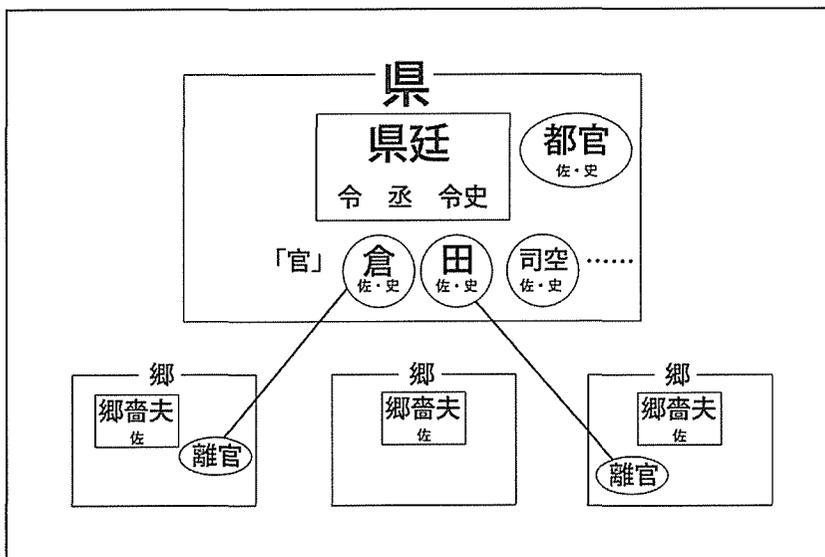
人数であろう。というのは、各「官」の長たる官齋夫は一人以下であるから、この簡の人数は官齋夫以下の佐・史や「離官」をも含んでいたと見るのが妥当なためである。

官齋夫は様々な呼称で資料に表れる。青木俊介二〇〇五は、主に里耶秦簡に見える「〇主」・「〇守」が、「〇齋夫」と同じく官齋夫を表すとみなし、また「司空騰」のごとき「部局名+人名」も官齋夫を指したと指摘している。結論としては異論無いが、少しく議論を補っておきたい。まず「〇守」が真官なのか守官（秦簡では専ら「代理」の意）なのかという問題について、青木氏は裘錫圭一九九二に基づき「〇守」とは「〇守齋夫」であり、守官だと認識している。これに対して鄒水杰二〇〇八（五九〜六二頁）は、「〇守」を真官とみなす。鄒氏は「守」が「長官」という意味を有したことから「〇守」も「官」の長官、すなわち官齋夫であって代理の意味ではないという。しかしこれは簡単に首肯できない。鄒氏の挙げるように「県名+守」が確実に県令を指すことは、それが丞と並列されることもあるため問題ない。だがこれをより下級の「官」に敷衍するには慎重を要する。「官」名+守」が明らかに真官の官齋夫である事例はなお得られていないからである。私見では「官」名+守」については、例えば「郷」一文字で「郷齋夫」を表すこともあるように、むしろ「守」の前の一字のみで既に「官」の長、つまり官齋夫（不在の場合は佐）を示すと考えるべきであり、これにさらに「守」が付くなら、「官」名+守」はやはり守官となろう。^⑧

また「〇主」について、確かに「〇」が司空や倉といった「官」名であれば結果的に官齋夫を指すこともある。だが官名に付けられる「主」は主管者・責任者の意ではなく、文書の受信者に対して敬意を表す接尾の語である（鷹取祐司二〇〇八）。里耶秦簡の「〇主」の用例においても、「〇」一字が既に「官」の長を示していると解釈すべきであろう。

二 「廷」について

秦簡では県令・丞・令史を中心とする県行政の中枢を指して「廷」（県廷）と称する。令・丞は県行政の頂点に位置す



図四 県廷と「官」

る県の長官・次官であり、ここで詳しく説明する必要はないだろう。また令史が県廷に所属したことは先に見た通りである。そこで引用した簡では令史が廷内の府の巡視に当たっていたが、そのほかにも文書作成やその管理に携わる書記官（史）としての性格を有し、その職掌は広範に渡る。とりわけ睡虎地秦簡「封診式」に令史は頻見し、司法案件に関わる実況見分などに従事していたことが知られる。仲山茂二〇〇一の整理に従えば、それは令・丞に直屬して県廷を職場とする属吏であり、司法実務および各「官」への監督を主要職務とし、令丞の腹心ともいべき立場にあった。^⑨

なお県廷の範囲について注意しておきたいことは、里耶秦簡の記述から「官」の一定の独立性が意識されるようになり、そこから県廷の範囲が逆照射されるという過程によってはじめてその範囲が認知されたということである（次節に詳述）。今後の資料の増加によってそれがより明確になることが望まれるが、現時点では右のようにいわば間接的な過程によってのみ県廷の範囲が想定されているということには留意が必要である。

三 「官」と県廷との区分

里耶秦簡の出土によって「官」に対する我々の知見は増大した。なかでも、青木俊介二〇〇五は、「官」から県廷あてに文書が送られていた点に注目し、「官」と県廷とのあいだに一定の空間的・制度的「距離」が存在するという興味深い指摘を行っている。

卅年九月丙辰朔己巳、田官守敬敢言之。廷曰、令居賈目取船、弗予、謾曰亡、亡不定言、論及諷問。不亡、定謾者皆、遣詣廷。(◎981A)

「始皇」三〇年九月一四日、田官守の敬が申し上げます。「県」廷が仰るには、「居賈の目に船を取りにいかせたが、渡さず、偽って失ったといったが、失ったことをはっきりとは言っていない。論断し、広く調査する必要がある。失っていないことならば、偽証した者を確定して賞罪とし、「県」廷に連行させよ」とのこと。

ここでは、「田官守」なる官番夫が県廷に対して文書で連絡している。さらに同簡にはまた「遣佐壬、操副詣廷（佐の壬をつかわし、副本を持って「県」廷に伺わせます）」との文言もあり、背面には受領記録「九月庚午旦、佐壬以來(◎981B)」と、田官なる「官」の佐が文書送達にあたったことをも記している。さらに冒頭の文書作成日である九月丙辰朔己巳（一四日）から文書が到着した九月庚午旦（一五日）まで一日を要している。この事例のように「官」から県廷へと即座に文書が届かない場合もあることから、^⑩両者の官衙に一定の距離があったことは確かである。これは、睡虎地秦律において公舍・官府・廷が建築物として区別されていた前述の事実と呼応する。

さらに青木氏は両者間の制度的「距離」を指摘する。「官」側が「廷曰く、……」や「廷御史の書を下し……」などと表現していることに、「官」自身と県廷とを区別する意識を読み取り、機構として制度的に区別されていたと述べる。^⑪

青木氏は以上のように県廷と「官」との空間的・制度的「距離」を論じた。従来より意識されていた県廷と「官」と

の区別を正面から取り上げ、里耶秦簡を利用してこれをより克明にした点にその意義はある。だがここで問題にしたいのは、制度的「距離」についてである。青木氏はさらに論を進めて「官」は令・丞の指示を直接に受けるものではなく、県廷機関の外郭に位置し、相対的に独立性の強い存在であった」とする。この「独立性」とは具体的に何を指すのだろうか。青木氏は県廷の構成員らしき金布や主戸なる官員が「県廷と一体化」していることに対比して右のように述べるのみであり、「独立性」の内容は示されていない。

この問題に関して、青木氏が参照している仲山茂二〇〇一では、県の「官」と曹とを比較し、前者が独立した機関の長として県令等と同格の官印を有するのに対して、後者は令丞の補佐的地位のため独自の官印も有さなかったことを取り上げ、「官」の「独立性」の強さを論じている。しかし仲山氏の主眼は「官」と漢代以降の曹との比較にあるため、「官」の「独立性」といつてもあくまで曹に対置した際の相対的な評価でしかなく、ここでも「独立性」の内容が明確ではない。

このように「官」の「独立性」については実証的な議論がなされているわけではなく、そのため県廷と「官」との制度的「距離」を過大評価することはできない。そもそも、県廷の指令を受けて各種の実務を担当する「官」に「独立性」を認めていては、県としての一体性が阻害されることになりはしまいか。^②

そこで県の姿をより正確に把握するためには、県廷と「官」との間に「距離」が存在しつつも、なお県としての一体化した行政が成り立った事情を探ることが不可欠となる。県廷・「官」の間には「距離」があったとはいえ、行政機関としてひとつの複合体をなさねばならなかったはずである。それを成立せしめた条件とは何であったのか。

① 「吏從事于官府、當坐伍人不當。不當」(法律答問155)とあるように、「官府」に出仕する吏は生活空間を本来の「伍」とは異にすることがあった(劉欣寧二〇一一)。これは広義の「官府」の事例である。

② 漢代においても令長の勤務する廷と属吏の勤務スペースとは「閭

門」によって空間的に隔てられた(佐原康夫二〇〇二、二二六頁)。
③ こうした「官」と県廷との区別は漢初までは確認できる。二年律令「當收者、令獄史與官畜夫吏雜封之、上其物數縣廷、以臨計」(收律179)。

④ 張家山漢簡「二年律令」秩律に司空・田といった、秦律の官畜夫と

共通する官職名が見られるが、秩次はいずれも百石を越え、所属の県の等級に応じ、百六十石、二百石、二百五十石とやや幅を持った秩次が設定されている。

⑤ 前漢後期だが塩鉄官の都官―離官関係も同じく、離官は長を欠き、丞以下しか置かれない。于振波二〇〇四および高村武幸二〇〇八（二四五頁）参照。

⑥ 前漢初期には都官の離官が見られる（二年律令・具律22）「諸都官令、長、丞行、離官……」。秦も同様と思われるが、資料中に直接の例は見あたらない。

⑦ ⑨ 9A「啓陵郷□」（馬怡二〇〇七は離とする）敢言之¹、⑨ 157A「啓陵郷夫敢言之²」はいずれも「郷十人名」で郷番夫を示している（馬怡二〇〇七）。すなわち前者は「郷番夫□」、後者は「郷番夫夫」となる。こうした官職名の省略については劉樂賢二〇〇七が近年出土の資料を集めている。

⑧ 里耶秦簡に見える「守」を単純に「代理」と捉えてよいのかは不明である。睡虎地秦簡には明らかに代理としての「守」が見えるのは確かだが、それを里耶秦簡にも適用できるのか、なお検討を必要とする（胡平生・李天虹二〇〇四、三〇九頁）。

第三章 県廷と「官」の関係

前章での問題意識を承け、本章では県廷と「官」との関係を再検討する。里耶秦簡によって「官」と県廷との区別がより克明になったことは前章に述べた通りである。青木俊介二〇〇五は仲山茂二〇〇一の知見を継承しつつ、この問題に一定の前進をもたらしたが、なお県内における「官」の位置づけに問題を残していた。

「官」と官嗇夫については、「嗇夫」研究の一環として研究の蓄積があり、^①うち最も広範にして重要な研究は裘錫圭一

⑨ 秦簡中の令史については于豪亮一九八五（二〇九頁）・徐富昌一九九三（三七八―三八〇頁）を参照。また劉向明二〇〇九は睡虎地秦簡・張家山漢簡に見える県令史を、吉川佑資二〇〇八は辺境漢簡に見える令史を検討している。

⑩ ただし「官」から廷への文書が当日中に届く事例もある（⑩ 152、少内―廷）。また文書の日付と、それが当日内に発送されたかは別問題であり、発送から到着までの時間が常に簡の記述に反映されるとは限らない。

⑪ 青木俊介二〇〇五は「縣嗇夫若丞及倉、郷相雜以印之」（秦律十八種 21 など）の条文を挙げ、「雜」が「複數官署の共同」を意味することから、これを以て県廷（県嗇夫）と「官」（ここでは倉）との制度的区別が存在した論拠とする。しかしそこには県嗇夫のみならず郷まで含まれているため、「雜」を用いるのは当然であり、県廷と「官」との制度的区別の論拠とはならない。

⑫ 同様の疑問を紙屋正和二〇〇九（八三頁）が前漢初期に関して述べている。当該論考は秦代の「官」を論じるわけではないが、それが県廷とは独立別個の機関であると考える仲山茂二〇〇一、青木俊介二〇〇五の説に対して批判的である。

九九二だが、そこでも県廷と「官」との関係にさほど注意は払われていない。それは従来、「官」を県廷と切り離して論じる発想自体がそもそも欠けていたためである。そこで県廷と「官」とを切り分けた上であらためて秦簡を見直せば、それらの関係をより明確に捉え直すことができるだろう。以下、両者の関係に重点を置き、秦簡を検討していきたい。

一 県廷と官嗇夫の人事権

まず官嗇夫に関する人事権について。両漢代において、郡県がその属吏を任命・罷免する権限を有していたことは文献史料からも指摘されていたが、秦律にはその明文が見られる。

縣・都官・十二郡免除除吏及佐・羣官屬、以十二月朔日免除、盡三月而止之。其有死亡及故有夫（缺）者、爲補之、毋須時。置吏律。（秦律十八種 157～158）

県・都官・十二郡が吏および佐・その他諸々の官属を任免する場合、十二月朔日より任免をおこなない、三月いっぱいまで終了とする。もし死亡および何らかの事由で欠員が出た場合には、随時補任し、規定の任免時期まで待つ必要はない。置吏律。

任命対象の「吏及佐・羣官屬」に、官嗇夫およびその佐・史が含まれていることは疑いない^③。この律は以下のように続く。

除吏、尉已除之、乃令視事及遣之。所不當除而敢先見事、及相聽以遣之、以律論之。嗇夫之送（徙？）見它官者、不得除其故官佐吏以之新官。置吏律。（秦律十八種 159～160）

吏を任命するときには、尉が任命しおえたのちに、職務に就かせ、また派遣することができる。任命すべきでないのにあらかじめ職務に就かせたり、相互に謀議して派遣するということがあれば、律によつて処断する。嗇夫が他の官に移つて執務する際には、前任の官署での佐吏を任命して新たな官署に連れて行つてはならない。

冒頭「除吏尉已除之」部分は説明を要する。整理小組（五六頁）は「除吏・尉、已除之」（吏あるいは尉を任命するときは、任命しおえたのちに……）と解しているが、しかしながらこれでは普通名詞「吏」と官名「尉」とが並列されることになり、

いかにも均衡を欠く。なぜ吏一般と尉とが同次元で取り上げられるのか説明が必要となるだろう。またRCL（七七頁）は、勅任官たる尉を地方で任命できたはずがないとして、誤字の可能性を指摘している。

しかしながら、ここは原文のまま「除吏、尉已除之（吏を任命するときには、尉が任命しおえたのちに……）」と読むべきと考ええる。とすれば、尉が人事において何らかの役割を果たしていたということになり、一見奇異にも思える。だが尉が県属吏の人事に関与したことは、里耶秦簡⑧157の出現によって裏付けられている。

卅二年正月戊寅朔甲午、啓陵郷夫敢言之。成里典・啓陵郵人缺。除士五成里句・成^①、「成」爲典、句爲郵人。謁令・尉以從事、敢言之。(⑧157A)

正月戊寅朔丁酉、遷陵丞昌郅之。啓陵廿七戸、已有一典、今有（又）除成爲典、何律令應。尉已除成・句爲啓陵郵人、其以律令。／氣手／正月戊戌日中、守府快行。

正月丁酉旦食時、隸妾再以來。／欣發。壬手。(⑧157B)

始皇三十二年正月十七日、啓陵郷畜夫である夫が申し上げます。成の里典と啓陵の郵人が欠員のため、士伍である成里の句と成を任命し、成は里典に、句は郵人として存じます。令・尉におかれてはその通り実行頂きますようお願いいたします。^④以上申し上げます。

正月二十日、遷陵丞の昌、これを却下する。啓陵「郷」の二十七戸にはすでに一名の里典がいるというのに、今さらに成を里典に任命しようとしているが、これはいかなる律令に基づくというのか。尉は既に成・句を啓陵郵人に任命した。律令の通り執行せよ。

／氣手。／正月二十一日、守府の快が発送。

正月二十日旦食時、隸妾の再が「遷陵県に」持ってきた。／欣が開封。壬手。^⑤

啓陵郷下の里典・郵人の人選について、郷畜夫が遷陵県の令・尉に推薦を行うも却下されたという経緯が記されている。これによって、令とともに尉が里典・郵人の人事に携わっていたことが確認できる。これはあくまで里典・郵人の人事に限定した事例だが、それらはともに軍政系統ではない末端官吏である。そうした官吏の人事に尉が関与していることから、

この件が何らかの事由で尉を特に必要とした特殊事例ではないこと、逆に言えば尉が広く人事に関与したことを窺わせる。とすれば、さきの睡虎地秦簡・置吏律「除吏、尉已除之……」もまた、広く「吏」一般の任命に尉が関与したことを反映していると捉えるべきだろう。

ただし、人事権が全て尉に掌握されていたとは現実的に考えがたい。ここで成・句を啓陵郵人に任命した主体は尉となっているが、啓陵郷嗇夫は当初、令と尉に対して成・句を推薦していたのであり、尉による単独人事でなかったことは明らかである。さらに次の条文も尉の役割の限定性を窺わせる。

官嗇夫免、□□□□□□其官亟置嗇夫。過二月弗置嗇夫。令・丞爲不從令。 内史雜。(秦律十八種 〇〇)

官嗇夫が罷免された場合、……その官はすみやかに嗇夫を置くこと。二ヶ月をすぎて嗇夫を置かなければ、令・丞は「不從令」とみなす。 内史雜。

官嗇夫が罷免されたのち、そのポストに空白期間が生じることは許されず、もし二ヶ月以上の遅延があった場合、県令・丞が連帯責任を負うことになっていた^⑥。そしてここでは、尉には全く言及されていない。このことは、嗇夫人事のまさに「責任」者が基本的に令・丞であったこと、それゆえ尉の関与は副次的にすぎなかったことを示唆する。なお本条は官嗇夫の後任人事を特に取り上げたものであるため、尉は官嗇夫の人事には関与らなかったことで責任を負わないのだという説明も可能ではある。しかし前掲の置吏律は「除吏、尉已除之……」と、「吏」一般の任命について述べており、ここには官嗇夫も含まれると理解するのが自然であろう。

このように尉は広く属吏の人事に何らかのかたちで関与しながらも、さほど責任を負う必要がないという立場にあったようである。より具体的に考えるならば、後任者の人選や評価といった根本的な（したがって責任の伴う）段階に、尉が関わることはなかったのではないか。

漢代では、二年律令・置吏律 215 に、「受（授）爵及除人、關於尉（授爵および任命の際には、尉に報告すること）」とある^⑦。

この漢律においても尉は単に「報告」されるに過ぎず、人事権の強さは窺えない。これを踏まえれば、秦代県尉の人事における限定的な役割とは、たとえば令・丞によって人選が決定したのちにその「報告」を受け、それを承認する者として名を連ねる程度であったのではないか。すなわち尉は人事の過程において、最終的ではあるが形式的にすぎない手続きの段階のみ請け負ったと推測できる。官齋夫人事における評価・人選といった根幹的な部分は令・丞すなわち県廷が担い、責任を負ったとみるべきだろう。

次に前掲の睡虎地秦簡・置吏律（秦律十八種「88-100」）の後半、

齋夫之送（徙？）見它官者、不得除其故官佐吏以之新官。

齋夫が他の官にうつるとき、前任のときの佐吏を任命して新たな官としてはならない。

について検討してみたい。この「齋夫」は「佐」を下屬させていることから、官齋夫である。官齋夫が異動する場合、前任部署での佐を新たな部署でも任命することはできなかった。それには様々な目的が考えられようが、まず推定されるのは、官齋夫がその佐以下の官吏を引き連れて部署を移動するなどして、長期にわたり個人的関係を培い、家臣的勢力を構築する可能性を避ける意図が存在したことである（高恒二〇〇八、三二頁）。先述のように官齋夫の人事権が県廷に握られていた一方で、官齋夫自身はその配下に対する人事権を制限されていたことになる。^⑨

官齋夫を任命する場合の身分規定について明文はないが、代理を任命する場合には一定の爵位以上の者に限るという制限があった。

●有興、除守齋夫・假佐居守者、上造以上。不從令、賞二甲。（秦律雜抄「3」）

軍事動員に際して、守齋夫や假佐で留守を守る者を任命するときは、上造以上であること。令に従わなければ、賞二甲。^⑩

これは軍事動員という場面について述べるもので、一般的な任命とは事情が異なる可能性があることは押さえておかねばならない。そうした場合に官吏が留守になれば、代理（守官）として上造以上の爵位の間人を任命する規則となっていた。

代理でない真官の官齋夫の身分規定はこれと同等か、より厳しいと考えるのが自然であろう。従って、県廷が有する官齋夫の人事権についても、爵位という外形的な基準に一応は縛られていたと言える。

以上は軍事動員という特別な状況での任命に関する規定であったが、また置吏律には、

官齋夫節（即）不存、令君子毋（無）害者若令史守官、毋令官佐・史守。置吏律。（秦律十八種161）

官齋夫がもし不在となれば、君子の業務に支障ない者、もしくは令史を代理とすること。官佐・史を代理にしてはならない。置吏律。

とある。官齋夫が何らかの理由で不在となった場合、官齋夫の配下である佐・史がその代理に就くことは禁じられ、代理となれるのは「君子」もしくは令史に限られていた。これは単に下位の官吏（佐・史）による上位官吏（官齋夫）の代行を禁止するという意味に留まらない。「君子」はさておき、令史は県令丞の側近として、県廷の主要な構成員である。これは佐・史つまり「官」内から長官（官齋夫）代行を選任することは許さず、県廷直属の令史が官齋夫代理として派遣されるという規定であり、ここでは県廷による「官」の統轄がまず優先されていたのである。官齋夫不在時において、「官」側の人事面における独立・自由を認めず、県廷がまずは「官」を統御するという構図をここに見出すことができよう。

二 県廷・官齋夫の連帯責任

県廷が官齋夫の人事権を有する以上、官齋夫の過失に対して県廷が連帯責任を負うことはごく当然である。

官齋夫貲二甲、令・丞貲一甲、官齋夫貲一甲、令・丞貲一盾。其吏主者坐以貲・誡如官齋夫。其它冗吏・令史掾計者、及都倉・庫・田・亭齋夫坐其離官屬於郷者、如令・丞。（效律51~53）

官齋夫が貲二甲に処されたとき、令・丞は貲一甲とする。官齋夫が貲一甲のとき、令・丞は貲一盾とする。吏のなかの担当者は貲罪・誡責として処断すること、官齋夫と同様である。その他の冗吏・令史の会計にかかわる者、および都倉・庫・田・亭の齋夫が

その離官で郷に属する者に連坐するとき、令・丞と同様とする。

整理小組の指摘する通り、これはその前条、

計用律不審而贏・不備、以效贏不備之律贖之、而勿令賞(償)(效律20)

会計における法律運用に過失があつて超過・不備を生じさせたならば、效贏不備之律に照らし贖罪とするが、「超過・不備相当分の」賠償はさせなくともよい。

と連続するものであろう。つまりこれらは会計上の法律運用に過失があつた場合を特に取り上げ、その処分規定を総則的に述べたもので、官嗇夫と令丞の連坐に関する一般規定というわけではない。だが少なくとも会計の場において、県廷は官嗇夫を監督する立場にあり、よつて連帯責任を負わされていたということがわかる。

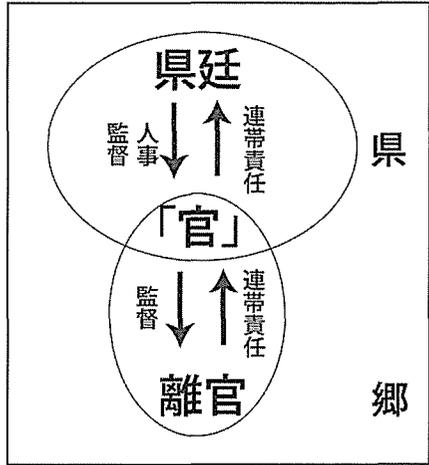
また条文後半には、既に触れたように県治の官嗇夫と「離官」との関係が示される。すなわち、県廷―官嗇夫の連帯責任のみならず、都(県治)に所在の倉・庫・田・亭それぞれの官嗇夫は、郷に支所として駐在する属官、すなわち「離官」に対しても連帯責任を負つたのである。

通常の会計において官嗇夫にミスがあれば、指導監督する立場にある令丞が責任を問われるのは当然だが、事情に応じて令丞に連坐が及ばないことも規定されており、一定のバランスが図られていた。

同官而各有主殿(也)、各坐其所主。官嗇夫免、縣令令人效其官、官嗇夫坐效以贖、大嗇夫及丞除。縣令免、新嗇夫自效殿(也)、故嗇夫及丞皆不得除。(效律17)8)

同一の官にあつても各自の担当があるならば、それぞれ担当業務「の過失」に応じて処断する。官嗇夫が罷免されたら、県令は人を派してその官「の帳簿」を検査させ、官嗇夫が検査の結果によつて賞刑とされた場合でも、大嗇夫と丞とは免罪とする。県令が罷免されたときは、新任の嗇夫がみずから「帳簿を」検査し、前任の嗇夫と丞はみな免罪にはしない。

ここではまず「官嗇夫免」という事情があつたのち、帳簿検査をおこなうことになっているため、「免」の理由は通常の



図五 県・郷における連帯責任

会計上のミスではなく、それとは別件の問題で既に罷免された場合を指す。このとき令丞は連坐する必要はなかった。ただし、先の会計上の過失とは異なり、なぜこの場合には令丞が連坐を免除されるのかいささか理解に苦しむ。さしあたり、過失発覚以前に官齋夫が罷免された段階で、その人物と令丞との関係は不可逆的に絶たれたとみなされるところを考えると、ともあれ、令丞は官齋夫の過失に無条件で連帯責任を負ったわけではないことがまずは確認できる。

次に、県令自身が何らかの理由で罷免され交替した際には、新任の齋夫（ここでは県令^⑭）が自ら検査を実施するとある。そこで問題が発覚すれば、その前任県令も丞も責任を負わされ処分を受けることになっ

ていた。これはさきの「県廷—官齋夫」の関係に一定の距離があったのとは異なり、県廷内部（令と丞）での一体性を示していると言えよう。この場合は県廷内部での検査に関わる問題であるから、県廷の主要構成員たる丞までもが責任を負うことに何ら不自然はない。^⑮

以上のように、令丞つまり県廷は、官齋夫の会計を監督し、同時に責任を負う立場にはあったが、それとは無関係な場で官齋夫が罷免となったのちに問題が発覚しても、それは県廷の責任とは無関係とされ、処分には及ばなかった。この点から見れば、県廷と「官」との「距離」は、一意的に「遠い／近い」と定まる質のものではなく、業務や過失の内容に応じてその都度設定されていたというのが実情であったと言えよう。^⑯

三 県廷による文書行政回路の独占

「官」と県廷との文書往来については既に見たが、さらに次の里耶出土簡に即して「官」の文書行政における連絡経路について考察を加えてみたい。原文書の日付を考慮し、段落を分けて掲げる。

A 卅三年四月辛丑朔丙午司空騰敢言之、陽陵宜居土五母死有貲餘錢八千六十四。母死戍洞庭郡、不智何縣署。●今爲錢校券一上、謁言洞庭尉、令母死署所縣責（債）、以受陽陵司空^二空^一。「司空^三」不名計、問何縣官、計年爲報。已訾其家^二、「家」貧弗能入。乃移戍所。報署主責發。敢言之。

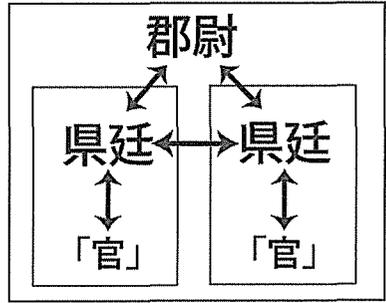
B 四月己酉、陽陵守丞尉敢言之。寫上謁報^二、「報」署金布發。敢言之。／僮手（⑥1A）

C 卅四年六月甲午朔戊午、陽陵守慶敢言之。未報、謁追、敢言之。／堪手。

D 卅五年四月己未朔乙丑、洞庭段（假）尉艸謂遷陵丞。陽陵卒署遷陵、其以律令從事、報之。當騰^二。／嘉手。●以洞庭司馬印行事。敬手（⑥1B）

A 「始皇」三十三年四月六日、司空騰が申し上げます。陽陵「県」宜居「里」の士伍たる母死には貲罪の残り八〇六四錢があります。母死は洞庭郡で戍卒の任に就いていますが、何県に配属か存じあげません。●いま錢に関する証文一部を作成して上呈しますので、洞庭「郡」尉に通達し、母死の配属先の県に取り立てさせ、それを陽陵司空に授けていただくよう求めます。司空では計簿を見ることができないため、いずれの県官「の計簿」にあるのかお伺いしますので、年数を計算して返答されたし^⑥。すでに母死の家に取り立てようとしたが、貧しいため納入は不可能でした。そこで配属先に文書を送ることにしたのです。報告の際には「主責が開封のこと」と記されますよう。以上申し上げます。

B 四月九日、陽陵守丞の尉が（洞庭郡尉に）申し上げます。写しを上呈しますので報告を求めます。報告には「金布が開封のこと」と記されますよう。以上申し上げます。／僮手。



図六 里耶秦簡⑨1にみる文書行政の回路

内の「現場」に向向いて業務を行っている様子が見え、その中で県を通じてより上位の機関たる洞庭郡尉に処置を委任することになったわけである。

注目すべきは、陽陵司空は洞庭郡尉に直接文書を送って依頼するのではなく、いったん県廷（ここでは守丞）を経由するという手続きを取っていることである。陽陵司空からの文書（A）には宛先が記されていないが、それが陽陵県廷宛であることは、Bにおいて陽陵守丞が登場することから明らかになる。すなわちここでの文書伝達経路は、

陽陵県司空（官） ↓ 陽陵県守丞（県廷） ↓ 洞庭郡尉 ↓ 遷陵県丞（県廷）

となる。このように「官」の携わる業務が所属の県外にも広がり、一県の「官」だけでは対処しきれない場合、「官」は県廷を通じて郡（ここでは郡尉）にまで連携を依頼したのである。

このことは、裏を返せば「官」が単独で郡や他県と連絡できなかったことを示唆する。その積極的な事例は右の簡に限

C 三十四年六月二十五日、陽陵守慶が申し上げます。報告を頂いておりませんが、再度調査をお願いします。以上申し上げます。／堪手。

D 三十五年四月九日、洞庭仮尉艦が遷陵丞に言う。陽陵の卒は遷陵に配属している。律令の通り執行し、報告せよ。早馬で連絡のこと。／嘉手。洞庭司馬の印によって執行。敬手。

この簡には官嗇夫の一人として陽陵県の司空が登場する。陽陵司空の騰は、同県の母死なる人物が贖罪により納入すべき錢に関して、彼が戍卒として異動してしまったため配属先を把握できていないこと、また彼の本籍の家から取り立てようとしたが貧窮のため納入不可能であったことなどを報告している。「官」のひとつである司空が県

られるのだが、他に「官」が直接に郡や他県と連絡している事例も確認できない。例えば、陽陵県の官嗇夫たる司空が、陽陵県廷を越えて郡尉に直接文書を送ったり、遷陵その他の隣県の官嗇夫と横断的に連絡するといったことはなかったのである。そのような地域横断的な連絡のためには、所属の県廷に動いてもらう必要があったということになる。

ただし、こうした「官」の連絡系統の限定性は制度的なものなのか、あるいはこの案件の性質に限ってそうだったのかを見定めるにはなお検証を要するであろう。さらに里耶秦簡が遷陵県治の文書であるという特殊性も考慮に入れねばならない。もし陽陵司空と他県の司空とが連絡を取り合い、それで事が終わることがあったならば、そこで用いられた文書は遷陵県治（里耶）には残らず、我々の目に触れることもないからである。

この問題の検証は今後の資料増加を俟つ必要があるが、少なくとも右の事例においては、陽陵司空がことさらに県廷を経由して郡尉と連絡していたことが注目に値するのである。この事実に鑑み、官嗇夫が県以上の機関や他県との連携において、強く県廷に依存していたことを指摘しておきたい。すなわち、他機関と文書を往来する回路は県廷に集約されており、それは県廷にはあって「官」にはない機能であった。

最後に、本章で得られた所見をあらためて列挙しておこう。

- ① 県廷は「官」を指導監督するとともに、官嗇夫の人事権を有していた。
- ② 官嗇夫は異動時にもとの佐・史を再任命できない。また官嗇夫不在時に佐・史はこれを代行できず、県廷から令史が派遣された。このように県廷が人事上優位に立ち、「官」の勢力伸張を防ぐ規定が設けられていた。
- ③ 県廷は「官」に業務上の過失があれば連帯責任を負う。しかしそれは無制限ではなく、過失の内容に応じて県廷に責任が及ばないこともあり、一定のバランスが図られていた。

④ 「官」は県域を越えて横断的に連携したり、県廷を飛び越えて直接郡に文書を送達することはなく、そのようなときは県廷を経由した。県廷は文書行政の結節点として、上位・下位の機関との連絡系統を独占しており、「官」は文

書伝達を県廷に依存した。

里耶秦簡の出土によって県廷と「官」との空間的距離はより克明となり、複数の官衙が立ち並ぶ、県の政治的景観をおぼろげながら捉えることができるようになった。その点、本稿は仲山茂二〇〇一、青木俊介二〇〇五の成果に多くを負っている。しかしながら「官」の「独立性」や、県廷と「官」との制度的「距離」については立場を全く異にする。右に列挙したとおり、県廷の「官」に対する優位は絶対的とも言えるものであった。制度的「距離」はあくまで空間的なそれによって来するみかけ上のものにすぎない。

県行政の一体性を支えたのは、こうした県廷の「官」に対する絶対優位構造であった。本稿の問題提起——県廷と「官」が行政機関として一個の複合体を為すための条件とは何であったのか——に対しては、そのように回答を与えることができるだろう。

① 各官番夫の職掌については徐富昌一九九三(四〇七―四二四頁)の整理がある。

② 濱口重國一九六六(七八八・八〇一頁)、嚴耕望一九九〇(二〇八・二二三頁)。近年では張家山漢簡「二年律令」を利用してより詳細な議論が展開されている。特に県・道属吏(秦代の官番夫に相当)の任命権については紙屋正和二〇〇九(八〇―八二頁)を参照。紙屋氏は、前漢初期において、県下の有秩(二百五十石から百石の属吏)は県令・長によって任命されたが、その人事を中央に報告して批准を求める必要があったとし、その下位の斗食・佐史に関しては中央の批准は必要なかったという。遡って秦代において「官」の任命手続きがこのように秩禄ごとに明確に区分されていたかは目下不明である。

③ 「佐」を郡県が任命できたことは次の簡からも知られる。「郡縣除佐、事它郡縣而不視其事者、可(何)論、以小犯令論。」(法律答問 144)

④ ⑧ 157A「謁令尉以從事」の「令」については、①「県令」と考えて県令・尉尉の並列とみる解釈、②動詞(もしくは使役)に読み「尉に命令して(尉をして)……せしめ」と読む解釈の二つの可能性がある。湖南省文物考古研究所等二〇〇三など中文の論考では概ね①に解されているが、特解説はなされない。一方、里耶秦簡講読会二〇〇四は②の解釈を取る。ここで里耶秦簡における「謁令」の事例を見ると、「謁令洞庭尉令越人署所縣實以受一授、陽陵司空」(⑧ 84)、「謁令都鄉具問効等年數」(⑧ 91)があり、いずれも②としか解釈できない。⑧ 84と同形式の⑧ 117②においては、「謁言洞庭尉……」(謁洞庭尉……)のヴァリエーションが見られるため、②に解釈すべきことはより明白である。ところがこれら二つの類型が件の⑧ 157にそのまま適用できるわけではない。⑧ 157は句法の問題というよりは制度の問題であり、また簡牘の文脈を考慮しなければならぬからである。注意すべきは、啓陵郷からの「謁令尉以從事」という申請に対

し、遷陵「丞」が回答していることである。申請が尉だけに對してなされたならば丞が回答するのは不自然であるため、当初の申請は尉だけでなく令・丞を含めた県廷の取り扱いになっていったと考えるべきだろう。とすれば、申請は令・尉双方に對してなされたという①の解釈が妥当となる。

⑤ 里耶秦簡などにみえる「〇手」は、簡牘を抄写した人物だとみなされている（李学勤二〇〇三、湖南省文物考古研究所等二〇〇三）。しかしその語義や具体的な役割については定論がない。邢義田二〇〇六は字跡の比較と文書の性格を検討することによって、里耶秦簡所見の各「〇手」の所屬を検証している。ただし個別の字跡の判断については胡平生二〇一の反論もある。高村武幸二〇〇四は「〇手」の背後に複数の書記官グループの存在を想定し、「〇手」はその代表者であつて、必ずしも抄写した人物とは限らないとする。また Gale 2005 は「〇手」は単に抄写者を示すだけでなく、その人物が案件に對して何らかの責任をも負った可能性を推定する。

⑥ 江村治樹二〇〇〇（七〇二頁注二三）はこの条文を引いて官番夫が県令の任命によることを指摘している。

⑦ この「尉」が郡県の尉を指すのか、あるいはそれ以外の組織に属する尉を指すのかは文脈から判断し難いが、様々な組織に所属する尉を総称したものと思われる。少なくとも県尉はここに含まれるであろう。

⑧ 鄒水杰二〇〇七は、戦国末期～秦代という軍事性の強い時代背景から、尉による人事権が強大になったと説明するが、本文に論じた通り、尉の人事への関与は限定的・形式的にすぎない。于振波二〇〇四は二年律令に基づき尉に任用の「決定権」があるとするが、同様の理由で首肯できない。ただ、人事における尉の役割を「承認」とした本稿の意見にも、より制度的な裏付けが必要であることも留意しておくたい。

⑨ ただ「故官佐吏」でさえなければ、身分規定に従う限りにおいて官番夫自身が佐以下を人選できた可能性はあるが、それが県令等が有する人事権に優先したとは考えがたい。佐・史の身分規定としては、「除佐、必當壯以上、毋除士五（伍）新傳。苑番夫不存、縣爲置守、如廢律。内史雜」（秦律十八種 160）、「侯（侯・司寇及率下吏毋敢爲官府佐・史及禁苑憲盜。内史雜」（秦律十八種 160）がある。前者の後半では、県が「苑番夫」の「守」を任命しえたことを記している。裘錫圭一九九二（四三六―四三七頁）はこの条文の「語氣からして」苑番夫は県ではなく都官に属したとする。これは、前半が「除佐」と佐の任用一般について述べる一方、後半では「置守」すなわち代理官員の任用の場合を記すという差異を意識したからだと思う。確かに、県廷が佐を任命できた一方、苑番夫に對しては「守」の任命に留まるといふアンバランスは、苑番夫が県廷―官番夫とは別の系統に属していることを推測させる。裘氏のいうように、ある県の官番夫の中にも都官直屬の番夫が存在したならば、それは本条文のごとく県廷からは比較的独立していたと考えねばならない。だが都官属下の官番夫が存在するならば、それは単に県に「所在する」というだけであり、官制上は県廷とそもそも無関係ということになる。苑番夫が県から相対的に独立している／していないという議論は本稿の課題においてはさほど生産的とは言えないため、これ以上論じない。

⑩ 整理小組は「留守中の代理番夫と佐を任命し、上造以上の有爵者で令に従わない者があれば、貲二甲」という旨の翻訳を付しているが、この解釈ではなぜ「上造以上」の「令に従わない者」という身分の限定があるのか疑問である。

⑪ 官番夫不在の理由はここでは明示されないが、例えば二年律令・具律 125 に「其令・長・丞或行鄉官視它事、不存」とあるように、県令等が郷に巡察に出向くために不在となる場合が秦代にもあったと考え

られる。

- ⑫ 睡虎地秦簡における「君子」は徒卒の統率者としても現れる。RC
L(六五頁)は地方官吏の称号としているが、その性質については不明な点が多い。

- ⑬ この条文では県令・畜夫・大畜夫が並存していることが疑問視され、
県令≠畜夫説の根拠となりうるものだが、飯尾秀幸一九九二はこの疑問点を認識しつつも、すべて同一と結論づける。県令・畜夫・大畜夫三者の関係についてはなおも検討が必要だが、少なくとも三者の示す範囲に重なる部分があることは確実であろう。大畜夫は丞と並列されることから県令を含むことは間違いないし、「縣令免、新畜夫自效(也)」「畜夫」についても県令をそのまま指していると思えない。本稿もこれらをすべて県令と解している。

- ⑭ 令丞に比べ、令史が「官」に連帯責任を負う事例は乏しい。わずかに「司馬令史掾苑計、計有劾、司馬令史坐之、如令史坐官計劾然。」(效律39)が、令史が「官」会計に連坐したことを間接的に示す。

- ⑮ そのほか官畜夫の考課において県廷が連坐する規定も存在する。
「館園殿、賞畜夫一甲、令・丞及佐各一盾、徒絡組各廿給。館園三歲比殿、賞畜夫二甲而法(廢)、令・丞各一甲。」(秦律雜抄28(1))、
「馬勞課殿、賞殿畜夫一甲。令・丞・佐・史各一盾。馬勞課殿、賞皂畜夫一盾。」(秦律雜抄29(3))によれば、漆園(館園)の生産や役

むすびにかえて

そもそも県「廷」なる空間は、裁判の場という理解がより一般ではなからうか。① 睡虎地秦簡にも、

辭者辭廷。●今郡守爲廷不爲。爲殿(也)。一辭者不先辭官長・畜夫。一可(何)謂官長、可(何)謂畜夫。命都官曰長、縣曰畜夫。

(法律答問 95)

馬の成績(馬勞)が不振の場合、担当の官畜夫だけでなく令・丞にまで処分が及ぶこともあった。ただし次の条文に見るように、官畜夫の考課においても令丞が無制限に責任を負うわけではない。「采山重殿、賞畜夫一甲、佐一盾、三歲比殿、賞畜夫二甲而法(廢)。」(秦律雜抄21(2))、「牛大牝十、其六毋(無)子、賞畜夫・佐各一盾。●羊牝十、其四毋(無)子、賞畜夫・佐各一盾。●牛半課。」(秦律雜抄22)。「畜夫・佐」と並ぶことから、これらの畜夫は官畜夫である。これらの場合は官畜夫と佐のみが処分され、令丞に連坐は及んでいない。やはり県廷まで責任が及ぶかどうかには業務内容によって区別があったことが確認できる。官畜夫に県廷が連坐する／しない事例は以上に留まらないが、本稿の課題としては両者の並存を確認すれば十分である。なお秦漢律所見の連坐事例は水間大輔二〇〇七を参照。

- ⑯ 「司空、不名計、問何縣官計年、爲報」の翻訳は宮宅潔二〇一一(二七五頁、注四二)を参照。なお「名計」については馬怡二〇〇七(看見、明瞭)との訳を当てている。

- ⑰ 「當勝」の語義については定論を見ないが、里耶秦簡講読会二〇〇四に従う。しかしいかなる条件により早馬が指定されたのか不明な点この解釈にも疑問が残る(邢義田二〇〇六)。先行諸説とその問題点については王煥林二〇〇七(二二三～二三頁)もまた参考になる。

「供述をおこなう者は、廷にて供述すること」という。●いま、郡守は廷にあたるのかそうでないか。廷である。一「供述をおこなう場合、先に官長・畜夫に供述してはならない」という。一何を官長といい、何を畜夫というのか。都官では名づけて長といい、県では畜夫という。^②

とある。本条は問答の部分を除けば、「供述は廷にておこなうこと。そのときには先に官長・畜夫に供述してはならない」という主旨である。この畜夫は県令を指していると思われる、県令に最初に供述することが許されないのは、先に供述を受け付けるのは令史など県廷内のより下位の官吏とされており、決裁の段階で県令がようやく現れることになっていたのである。^③「廷」内で誰が供述にあたり誰が決裁にあたるにせよ、治獄は県廷の独占領域とされていたことがわかる。

一方、罪人の告発や自首に関しては、県廷のみが受け付けたわけではなかった。二年律令・具律「^④」には、

諸欲告罪人、及有罪先自告、而違其縣廷者、皆得告所在郷、郷官謹聽、書其告、上縣道官。

およそ罪人を告発しようとする、および罪を犯してまず自首しようとするが、所属の県廷から遠方の地にいる者は、みな所在の郷に告することができ、郷官は厳正にこれを聴取し、告発内容を記録し、県道官に上申する。

とある。これは漢代の例だが、睡虎地秦簡「封診式」にも、郷に自首した人物の供述（「辞」）が爰書として県廷に提出される書式が掲載されていることから、秦代でも郷への「告」や「辞」は認められたと考えてよい。

そして当然ながら、「官」に告発してもよいという規定はない。郷への告発・自首はあくまで県廷から離れた土地の者にもみ許された例外であって、「官」に赴くことのできる距離にいる者が、同じ県内の廷に行けない道理はないからである。すなわち「官」には告発を受理する権限も与えられていなかったと考えることができる。

ここで興味深いのは、県行政における諸々の実務は各「官」に振り分けられていたにもかかわらず、そこには司法を専門とする独立した「官」は存在しなかったということである。司法業務は県「廷」（末端実務は専ら令史^⑤）の担当であった。言い換えれば、司法専門の「官」が県廷から分離することはなかったのである。

司法業務は県政において最も厳格な管理を必要とする局面であり、県廷がその権限を独占しておく必要性と有効性は容易に想像しうる。合わせて想起したいのは、本稿で指摘した県廷による文書行政回路の独占である。県廷は郡や他県との情報伝達・連携を、「官」を差し置いて一手に引き受けていた。司法案件の性質によっては、上級機関への奏讞の必要が生じたり、調査や人物の追跡範囲が県以上に広がる場合も多いだろう。そのとき、そもそも県廷以外との連携が閉ざされている「官」ではこれに対処することができない。というよりも、そこまで「官」に処置させることを想定した制度設計にはなっていないのである。要するに、県廷が他機関・地域との連絡系統を掌握していたことと、治獄の権限や司法業務を独占していたことは、表裏一体の関係にあったと言える⁶⁾。

県廷の絶対優位構造を支えた一要素である文書行政回路の独占は、右のように司法行政のあり方とまさしく有機的に結びついていた。そして、司法権限の独占は県廷の優位性をより強固なものとした。県を越えては機能しえない「官」はこの構造を覆しうる契機を有さないからである。秦が独立した司法専門の「官」を設けることは終に無かったが、様々な「官」が設置された中、「存在しなかった「官」があることの意味はここに至って自明となるだろう。

本稿の論述は中国古代「都市」の制度面、すなわちソフト面に偏る結果となった。それはとりもなおさず、資料状況の好転により地方県レベルでの官衙の空間構造を把握することが可能となりつつあるという現在の潮流に乗じたものであるが、都市のハード面、すなわち遺構・遺物など考古学的側面の検討を欠いていることは否定できない。

これらの両面を兼ね備えた研究が理想的であることは言うまでもない。例えば本稿が検討した県廷と「官」との制度的関係や空間構造のあり方を基礎に、複数「官」衙が実際の遺構ではいかに布置されたかといった対応関係を探ること等も重要な検討課題となりうるだろう。ただし特定の遺構と個別の「官」との対応を考えられるほどの考古資料には今もって恵まれてはいない。都市の実態把握は上記ふたつの側面からの検討なくしては達成しえないが、現段階ではソフト面に関するより確実な知見を積み上げることを自己の課題とし、将来の研究段階に備えることとしたい。

① 張家山漢簡「奏書」において、史が提出する判決案に対し、決裁・回答を下すのが「廷」である。宮宅潔一九九八は、この「廷」は状況に応じて廷尉や皇帝自身にも解釈しうるが、「特定の機関を指すものとするよりも、「法廷」、つまり裁きの場ともなる官衙の「中庭」を意味するものと見ておくのがよからう」と述べている。

② 冒頭の「辞」の意味について、整理小組は「説文解字」「辞、訟也」を引いて「訴訟」と解するが、宮宅潔一九九八の指摘するように段玉裁は「辞、説也」の誤とする。RCL（一四四―一四五頁）は、「辞」は accusation ではなく statement であるとしており、また榎山明二〇〇六（六七頁）は本案に関する解説ではないが、秦漢代の訴訟における「辞」とは「供述」のことであると睡虎地秦簡「封診式」を例示しつつ述べる。確かに睡虎地秦簡の用例に基づけば提訴は「告」もしくは「劾」と表現されており、「辞」はそれとは別個とみなさねばならない。本稿も「供述」との解釈に従う。

③ 宮宅潔一九九八に従う。裘錫圭一九九二（四三五―四三六頁）はこの条文に「県廷」と「畜夫」が対置されていることから、後者は県令ではありえない、従って「県の属官之長」、すなわち官畜夫であると指摘していた。確かに畜夫を県令とみなせば、「供述は廷にて行うこと」と定めるにも拘わらず、後半では「先に県令に供述してはならない」となってしまう、矛盾が発生するかのごとくである。しかし「供述は県廷に対してするのだが、（県令ではなく）県廷内の別の官員に供述する」と捉えることでこの矛盾は解消される。宮宅潔一九九八は畜夫≠県令と捉えたうえで、供述聴取はまず県令ではなく史など小吏によって担われたことの傍証としている。聴取のち事実関係が明らかになってようやく、判決権を持つ県令が現れ決裁するのだという。この見解は当時の裁判過程の復元のうえに提示された点、より説得的である。なお青木俊介二〇一一は法律答問95に関するこれまで

の訳註類を詳しく検討しており、合わせて参照願いたい。だが裁判過程に関する特段の言及はなく、本条の「畜夫」を県令ではなく官畜夫と理解しており、この点で本稿と見解を異にする。

④ 睡虎地十一号秦墓の墓主喜は、郡令史に転任したのち「治獄」担当となったことは既に触れたが、そのことを編年記16は「喜治獄郡」と記す。同じ編年記の喜の職歴「爲安陸令史」や「郡令史」とは異なり、「郡に獄を治む」と表現されるこの「治獄」は官名ではない。つまり喜は令史身分のまま治獄担当に就任したのである（仲山茂二〇〇一）。また、治獄の文書様式集である睡虎地秦簡「封診式」においては、事件の現場に赴き実況検分に当たるのは専ら令史の役割である。

⑤ 一方で、県廷の所在する県治を離れてみると、既述のように郷においては郷畜夫が告発を受理することもあった。だが例えば県に司法専門の「官」が存在し、その「離官」が郷に派遣されて司法を担当するといった形態は採られていない。本稿は県廷と「官」の関係に終始したが、郷畜夫・離官との関係をも含めてより精緻に県行政を捉えていく作業がなお必要となる。

引用文献

和文

- 青木俊介二〇〇五「里耶秦簡に見える県の部局組織について」『中国出土資料研究』九。
- 二〇一一「秦から漢初における都官と県官——睡虎地秦簡「法律答問」九五簡の解釈を通じて——」『中国出土資料研究』一五。
- 飯尾秀幸一九九二「中国古代国家における在地支配機構成立の一側面——睡虎地秦簡の畜夫をめぐる——」池田温編『中国礼法と日本律令制』東京、東方書店。
- 池田雄二二〇〇二「中国古代の聚落と地方行政」東京、汲古書院。

江村治樹二〇〇〇『春秋戰國秦漢時代出土文字資料の研究』東京、汲古書院。

大庭脩一九八二『秦漢法制史の研究』東京、創文社。

岡村秀典二〇〇四『都市形成の日中比較研究』考古学研究会編『文化の多様性と比較考古学——考古学研究会五〇周年記念論文集』岡山、考古学研究会。

紙屋正和二〇〇九『漢時代における郡県制の展開』京都、朋友書店。

胡平生二〇一一（佐々木正治訳）『里耶秦簡からみる秦朝行政文書の製作と伝達』藤田勝久・松原弘宣編『東アジア出土資料と情報伝達』東京、汲古書院。

佐原康夫二〇〇二『漢代都市機構の研究』東京、汲古書院。

鷹取祐司二〇〇八『秦漢時代公文書の下達形態』『立命館東洋史学』三一。

高村武幸二〇〇八『漢代地方官吏と辺境社会』東京、汲古書院。

仲山茂二〇〇一『秦漢時代の「官」と「曹」——県の部局組織——』

『東洋学報』八二―四。

濱口重國一九六六『秦漢隋唐史の研究 下巻』東京、東京大学出版会。

馬彪二〇一 a 『城址と墓葬にみえる楚王城の非郡県治的性格』橋本義則編『東アジア都城の比較研究』京都、京都大学学術出版会。

——二〇一 b 『雲夢楚王城における禁苑と沢宮の二重性格』橋本義則編『東アジア都城の比較研究』京都、京都大学学術出版会。

藤田勝久二〇〇九『中国古代国家と社会システム』東京、汲古書院。

水間大輔二〇〇七『秦律・漢律における連坐制』『秦漢刑法研究』東京、

知泉書院。

宮宅潔一九九八『秦漢時代の裁判制度——張家山漢簡『奏讞書』より見た——』『史林』八一―二。

——二〇一〇『中国古代刑制史の研究』京都、京都大学学術出版会。

宮崎市定一九九一『宮崎市定全集 三』東京、岩波書店。

榎山明二〇〇六『中国古代訴訟制度の研究』京都、京都大学学術出版会。

吉川佑資二〇〇八『漢代辺境における令史と尉史』『史泉』一〇七。

里耶秦簡講読会二〇〇四『里耶秦簡訳註』『中国出土資料研究』八。

劉欣寧二〇一一『秦漢律における同居の連坐』『東洋史研究』七〇―一。

【中文】

成一農二〇一〇『中国古代地方城市形態研究現狀評述』『中国史研究』

二〇一〇―一。

楚皇城考古發掘隊一九八〇『湖北宜城楚皇城勘査簡報』『考古』一九八

〇―二。

高恒二〇〇八『秦漢簡牘中法制文書輯考』北京、社会科学文献出版社。

胡平生・李天虹二〇〇四『長江流域出土簡牘与研究』武漢、湖北教育出版社。

湖北省文物考古研究所等一九九四『92雲夢楚王城發掘簡報』『文物』一

九九四―四。

湖南省文物考古研究所編二〇〇七『里耶發掘報告』長沙、嶽麓書社。

湖南省文物考古研究所等二〇〇三『湘西里耶秦代簡牘選釋』『中国歴史

文物』二〇〇三―一。

黄盛璋一九八八『商水扶蘇城出土陶文及其相關問題』『中原文物』一九

八八―一。

李学勤二〇〇三『初說里耶秦簡』『文物』二〇〇三―一。

劉宗賢二〇〇七『里耶秦簡和孔家坡漢簡中的職官省称』『文物』二〇〇

七一九。

劉向明二〇〇九『從睡虎地秦簡看県令史与文書檔案管理』『中国歴史文

物』二〇〇九―三。

馬怡二〇〇七『里耶秦簡選校』『中国社会科学院歴史研究所學刊』四。

裘錫圭一九九二「畜夫初探」『古代文史研究新探』南京、江蘇古籍出版社。
一九八三、一九。

商水県文物管理委員会一九八三「河南商水泉戰國城址調査記」『考古』一九八三、一九。

睡虎地秦墓竹簡整理小組一九九〇『睡虎地秦墓竹簡』北京、文物出版社。
王煥林二〇〇七『里耶秦簡校詁』北京、文聯出版社。

孝感地区博物館一九九一「湖北孝感地区两处古城遗址調查簡報」『考古』一九九一、一。

邢義田二〇〇六「湖南龍山里耶」⑧157和⑨112号秦牘的文书構成・筆跡和原檔存放形式」武漢大学簡帛研究中心主辦『簡帛』一、上海、上海古籍出版社。

徐富昌一九九三『睡虎地秦簡研究』台北、文史哲出版社。
嚴耕望一九九〇『中国地方行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度』台北、中央研究院歷史語言研究所。

于豪亮一九八五『于豪亮學術文存』北京、中華書局。
于振波二〇〇四「漢代的都官与離官」簡帛研究網站、二〇〇四年五月一

六日 <http://www.jianbo.org/admin3/html/yuzhenbo07.htm>

——二〇〇五「里耶秦簡中的、除郵人、簡」簡帛網、二〇〇五年二月
二三日 http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=141

岳慶平・張繼海二〇〇五「漢簡、秦讞書、中所見的古代城市」長沙市文物考古研究所編『長沙三國吳簡暨百年來簡帛發現与研究國際學術研討會論文集』北京、中華書局。

鄒水杰二〇〇七「里耶簡牘所見秦代県廷官吏設置」『咸陽師範學院學報』二二一—二二。

——二〇〇八「兩漢県行政研究」長沙、湖南人民出版社。

【英 文】

Giele, Enno. Signatures of "Scribes" in Early Imperial China. *Asiatische Studien* Vol. LIX. 1. 2005.

Hulsewé, A. F. P. *Remnants of Chin Law*. Leiden, E. J. Brill, 1985.

【附記】本稿は平成二三年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による成果の一部である。

（日本學術振興会特別研究員P D）

The Prefecture in the Warring States and the Qin Periods:
A Study on the Relationship between the Prefectural
Court and Its Bureaus

by

TSUCHIGUCHI Fuminori

Excavated materials from the Warring States and the Qin periods have revealed the organization of the prefecture (*xian*) at that time. The Shuihudi Qin bamboo strips have already provided us much information about Qin law, and the Liye Qin wooden strips, which have been partially revealed in recent years, additionally enabled us to know the actual situation of local administration during the Qin.

The administration of the *xian* (prefecture) was basically divided into two parts; one was the *xianting* (the prefectural court), which consisted of a *xianling* (prefect), *cheng* (assistant prefect), and *lingshi* (prefectural clerk), and the other were the *guan* (the bureaus), which took charge of administrative practices under the guidance of *xianting*.

This paper discusses the relationship between the *xianting* and the *guan*. Previous studies have considered the *xianting* and *guan* to be independent organizations distinct from one another, and have emphasized the distance between the two. Although there must have been some spatial distance, the *xianting* and *guan* were unified as an administrative unit. Therefore we need to inquire what were the conditions that supported its unification.

In this paper, I demonstrate that the condition supporting the idea of the unity of the *xianting* and *guan* was the *xianting's* absolute superiority over the *guan*.

First, I focus on the *xianting's* power to appoint *guan* officials. Taking on the role of leader in prefectural administration, the *xianting* supervised the *guan*, and had the power to appoint *guan* officials. The *guansefu*, the chief of a *guan*, could not appoint his own staff. When he was transferred to another *guan*, he was not allowed to take his old staff to the new *guan*. Thus there were regulations that helped maintain the *xianting's* primacy in the personnel affairs of the prefecture, and they prevented extension of the *guan's*

s influence.

Second, I examine the joint responsibility of the *xianting* and *guan*. The *xianting*, especially the *xianling* and *cheng*, took responsibility for any negligence on the part of the *guan*. But the *xianting*'s responsibility was limited, whether the *xianting* would take responsibility or not depended on the details of the negligence.

Third, I point out the system of document administration was monopolized by the *xianting*. *Guan* could not communicate with organizations outside the prefecture, for instance, they were not permitted to send administrative documents directly to the *jun* (commandery) and bypass the *xianting*. The *xianting* always relayed documents from the *guan*, as it served as an intersection in the documentary administration of the Qin. While the *xianting* monopolized the routing of documents to higher administrative units, the *guan* relied heavily on the *xianting* for its documentary communication.

Excavated Qin bamboo strips have helped define the relationship between the *xianting* and the *guan*. The prefecture's governmental landscape, made up of local government buildings, has also now been disclosed. Moreover, it is now clear that the *xianting*'s absolute superiority over the *guan* formed the keynote of the prefectural administration in these periods.

Building the Fujiwara Capital: An Archaeological Analysis Reconstructing the City Plan

by

FUKASAWA Yoshiki

The archaeological site of the Fujiwara Capital has long been investigated by several organizations including the Nara National Research Institute for Cultural Properties, the Archaeological Institute of Kashihara, Nara Prefecture, the Educational Board of Kashihara City, the Educational Board of Sakurai City, and the Educational Board of Asuka Village. The archaeological investigations have uncovered new details about the ancient city and palace. This paper provides the latest findings from recent archaeological research and an archaeological analysis to help understanding